

令和7（2025）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

令和7（2025）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月31日（火）まで

3 業務目的

関西圏の消費者等に向け、本県の特産品の販売を主として、本県の魅力をまるごと関西に持ち込んだアンテナショップを期間限定で出店することにより、本県の魅力を広く発信し、更に消費者動向を調査することで、今後の関西圏における特産品の販売拡大や効果的な観光誘客につなげるもの。

なお、本業務においては、会場の設営、撤去、期間中の会場管理、アンテナショップの運営のほか、店頭アンケートを実施する。

4 業務内容

(1) アンテナショップの開設・運営

ア ショップコンセプト及び店舗名

業務目的を踏まえ、独創性があり、かつ、関西圏において訴求力のあるショップコンセプト及び店舗名を提案すること。

イ 開設期間

- ① 令和7（2025）年5月22日（木）から同月28日（水）まで（7日間）
- ② 令和7（2025）年5月29日（木）から同年6月11日（水）まで（14日間）

ウ 開設場所

- ① K I T T E大阪 2階 @JP Café space A
（大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号 JPタワー大阪）
- ② K I T T E大阪 2階 @JP Café space B
（大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号 JPタワー大阪）

※ ①及び②ともに、甲において予約済み。なお、出店条件及び区画平面図は、別紙のとおり。施設の利用申込手続、支払業務その他の施設の利用に伴う手続については本業務に含むものとし、出店料、備品使用料、手数料等は、乙が催事実施の10営業日前までに施設管理者に支払うこと。

エ 店舗開店時間

11時から20時までとする。

なお、施設側で営業時間の変更があった場合は、この限りでない。

オ 物販

(ア) 商品選定

出店場所及び時期に応じて本県の特産品の魅力が十分にPRできるよう加工食品、青果物、酒類その他の特産品を厳選し、提案すること。なお、販売に当たっては、甲と協議の上、最終決定するものとする。

(イ) 販売方法

商品は、県内事業者等から乙が仕入れ、販売すること。販売方法は、乙の自由とするが、ウの開設場所を必ず使用し、実店舗の形態で販売すること。また、商品の仕入れ及び仕入れに係る送料は乙の負担とし、売上は全て乙の収入とする。

カ テイクアウトメニューの提供

令和7(2025)年5月17日(土)から同月30日(金)までの14日間において、ウ①のカフェと連携して、県産いちごを使用したジェラートを提供すること。

乙はジェラート製造に必要な原材料のいちご(生又は冷凍いちご)を調達し、カフェ事業者へ納品すること。

※ ジェラートの製造及び提供については、カフェ事業者が対応する。

キ 観光情報等の発信

本県の観光誘客の促進及び令和7(2025)年6月27日(金)から同月29日(日)までの3日間で開催される「2025年日本国際博覧会」の本県催事の事前PRを行うため、店舗にパンフレット等を設置可能なラック等を用意すること。

ウ②では、動画放映用のモニター(42インチ以上)を用意すること。なお、放映用の動画は甲で用意する。

※ ウ①には備え付けの壁面モニターがあるため、乙による手配は不要。

ク イベント

来店者がある場で本県を感じられ、本県特産品の認知向上が図れるイベントを実施すること。

具体的な内容については、例えば、伝統工芸品等の制作体験、特産品の食べ比べ体験、特産品の実演販売、イベント限定商品の販売などが考えられるが、乙の自由な発想により提案すること。

ケ 店舗装飾及び販売促進

(ア) 店舗装飾

本アンテナショップ近辺の通行人から本県のアンテナショップであると視認してもらえる店頭看板等を作成、設置するとともに、店舗装飾や店員の演出など本県らしさを感じられるものとする。また、ウ②の会場では、必要に応じて簡易的な照明器具を設置し、来店者に対して商品が見えやすい環境を整えること。なお、作成する店頭看板や店舗装飾等の校正は、甲と2回以上行うものとする。

(イ) 販売促進

商品陳列やPOP等は、特産品の魅力が来店者に容易に伝わり、購買意欲が沸くよう工夫したものとし、売上向上のための仕組みや販売方法等を具体的に提案すること。また、試飲試食を施設管理者と相談の上、効果的に行うこと。なお、公益社団法人栃木県観光物産協会の運営するECサイト「とちぎもの」の販売商品を店舗で取り扱う場合は、当該サイトへの流入等を促す工夫をすること。

コ 備品の賃借

本業務の遂行に必要な備品については、乙が賃借すること。

タ 店舗運営

(ア) 開設期間中は、店舗に管理責任者を設置し、常駐させること。

(イ) 店舗の運営及び維持管理に必要な店舗スタッフを配置すること。

(ウ) 店舗スタッフには販売商品の説明ができるよう、事前に販売商品を試食させるなど、十分な研修を受けさせること。

(エ) 業務マニュアル（トラブル対応等を含む。）を作成し、店舗スタッフに順守させること。

(オ) トラブル発生時等の緊急連絡網を作成する等、緊急時の連絡体制を構築し、確実に実行すること。

(カ) 店舗運営に当たり法令等に基づき資格が必要な場合は、資格を有するスタッフを配置すること。

(2) 保健所、税務署等への各種申請手続

食品販売、試飲、酒類販売等に伴い必要となる、保健所、税務署への各種手続を行うこと。その他必要な申請手続を行うこと。なお、申請に際して手数料が必要な場合は、その費用は委託料に含むものとする。

(3) 広報

店舗開設前から開設期間中を通し、店舗への集客や本県への観光誘客を図るための効果的な広報を実施すること。なお、広報の内容等の校正については、甲と2回以上行うものとする。具体的な内容については、例えば、商業施設ホームページでの情報掲載やチラシ及びポスターの配架等が考えられる。

(4) 商品購入者の属性調査・レジデータの分析

ア 商品購入者の属性（性別及び年齢階層別の人数）を調査・集計し、甲に報告すること。

イ レジデータ（POSデータ）を分析し、甲に報告すること。

ウ 報告書は、紙ベース（原則A4判）を1部及びその電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を提出すること。

エ 甲に報告した調査及び分析結果は、甲に帰属するものとする。

(5) 店頭アンケート調査

ア 開催期間中に、来店者に対して、本県への観光意欲、本県特産品の認知、アンテナショップへのニーズ、属性等を調査するアンケート調査を実施すること。なお、アンケート回答者への謝礼として簡易なノベルティを用意すること。

イ それぞれの開設場所において、開設期間中に次の有効回答数を回収すること。

(1) ウ①において、100件以上

(1) ウ②において、200件以上

ウ 実施したアンケートについて、集計分析し、甲に報告すること。

エ 報告書は、紙ベース（原則A4判）を1部及びその電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を提出すること。

オ 甲に報告したアンケート調査及び分析結果は、甲に帰属するものとする。

(6) 損害保険、損害賠償について

ア 委託業務期間中に発生した対人事故及び対物事故についての補償を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含む。

イ 乙が、故意又は過失により店舗、備品等を損傷し、又は滅失したときは、乙の負担により原状回復すること。

ウ 乙は、委託業務の履行に当たり、乙の行為が原因で第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 実施計画書等の提出

ア 乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「業務実施計画書」(様式任意)として提出するものとする。

イ 4(1)のアンテナショップ運営に関わるスタッフについて、業務従事者届(別紙様式)を甲に提出すること。

(8) 実績報告書及び結果レポートの提出

ア アンテナショップ開催期間中の会場風景等について、記録写真の撮影を行い、電子データファイルを保存したメディア(DVD等)を甲に提出すること。

イ 業務完了後、委託業務の実施内容を「実績報告書及び結果レポート」(任意様式)として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア(DVD等)を甲に提出し、甲の検査を受けること。

ウ 「実績報告書及び結果レポート」の記載内容については、事前に甲と協議するものとする。

5 留意事項

(1) 委託業務の実施に当たっては、甲と十分に協議し、その指示及び監督に従うこと。また、社会状況に変化があった場合は、実施内容について、甲と協議の上で実施すること。

(2) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 乙は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 甲が天災等により、事業の中止又は縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、甲は、実際に要した経費をもとに乙と協議して取り決めた金額を支払うものとする。

(6) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

